

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年6月30日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋1階原子炉隔離時冷却系排気逆止弁の保温材取り外し作業を実施した作業員が、事務所に移動時、体調不良になったため、病院で治療(脱水症)。	G	
2	1号機	原子炉から使用済燃料プールへの燃料移動時、燃料取替機の自動運転範囲外の移動先(使用済燃料プールの座標)が設定され、自動運転が除外になる事象が認められたため、移動先を変更し移動実施。	G	
3	1号機	主復水器連続洗浄装置ボール回収器(A)用フレキシブル電線管において、コネクタ部に破損が認められたため、当該電線管を補修。	G	
4	2号機	モニター建屋トリチウムサンプルラックにおいて、表示灯カバーの破損が認められたため、当該表示灯カバーを交換。	G	
5	3号機	工具管理センターのノギスの校正時、基準値外れ1台(デプスパーの誤差)が認められたため、使用実績に関する影響評価と共に当該ノギスを廃棄処理。	G	
6	4号機	タービン補機冷却系熱交換器(C)電解鉄イオン注入流量計において、指示値不良(ひっかり)が認められたため、当該計器を点検補修。	G	
7	4号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給ポンプ(A)吐出逆止弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	